

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

浦河小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 子ども一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 子どもの心に寄り添う児童理解を基本にいじめの早期発見のための取組を計画的に継続して行う。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

浦河小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「子ども支援委員会(学校いじめ対策組織)」の設置
いじめ等の問題を抱える子どもに対する理解と問題の早期解決のため、管理職、生徒指導担当、学級担任、養護教諭等による「子ども支援委員会(学校いじめ対策組織)」を設置し、迅速かつ継続的な対応を行う。なお、緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「学校いじめ対策組織」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全職員の共通理解のもとに迅速に対応する。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 4月 PTA 総会や学級懇談会で浦河小学校のいじめ防止の取組について説明する。
- 6月 第1回いじめアンケート実施し、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。
- 7月 保護者と面談を行い、児童の様子について共通理解を図る。
- 11月 第2回いじめアンケート実施、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。
- 12月 保護者と面談を行い、児童の様子について共通理解を図る。
- 2月 第3回いじめアンケート実施、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。
- 随 時 各教科等で人とのかわり方やいじめについて考える学習を行う。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の浦河小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0146-22-2078 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
日高教育局教育相談電話 (電 話)	0146-22-1325	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

